

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルドバ	モルドバ共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とモルド バ共和国政府との間の交換公文	モルドバの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むモルドバの経済する生産物及び役務を購入するた めの資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H20.3.5 キシニョ フで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルド バ大使 モルドバ側 イーゴル・ド ン経済貿易大臣	H20.3.19 171号
モルドバ	貧困農民支援に関する日本国政 府とモルドバ共和国政府との間 の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	200,000千円 H20.3.31まで	H20.3.5 キシニョ フで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルド バ大使 モルドバ側 アナトリエ・ エロゲンコ農業食品産業 大臣	H20.3.19 172号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。